## 利他的行動遂行者に対する傍観者の評価に関する検討

鳥邊 素古

人間は利他的行動を行うことで知られている。利他的行動とは、自身がコストを払うことで社会的不公正場面を是正する行動のことを指し、その内、被害者補償のために行う「第三者補償」と、加害者罰のために行う「第三者罰」に分けて考えることが出来る。第三者補償も第三者罰も目的としては「社会的不公正状況を是正するため」に行うものであるのに、そこに至る個人の動機や目的は異なっている。先行研究で罰と補償を同時に研究し、その異同について考察しているものは少なく、またその結果においても、罰をポジティブに評価するものと補償をポジティブに評価するものとが混在している。そのため罰と補償が社会からどのように認知され、受容されているのかについて、より詳しい研究が必要であると考えられた。

この論文では、「利他的行動を罰と補償の両側面から見ること」と「利他的行動について、傍観者の立場からの評定を得ること」の 2 点を目的として調査を行った。仮説は次の通りである。(仮説 I )罰の行使は過剰に行われても、第三者の評価は損なわれない。(仮説 I )補償の行使は過剰に行われると、被害者の評価が下がる。(仮説 I II )罰は社会的に望まれているため、第三者罰行使者は『個人的親しみやすさ』と比べて『社会的望ましさ』の項目の値が高い。(仮説 I IV )補償行為は自己について世間での評価をあげるため、第三者補償行使者は『社会的望ましさ』と比べて『個人的親しみやすさ』の項目の値が高い。

以上の仮説を検討するため、場面想定法を用いた質問紙調査を行った。質問紙では社会的不公正場面のシナリオを2種類読んでもらい、シナリオに登場する「加害者」・「被害者」・「第三者」の3人それぞれについての印象評定を求めた。また回答者のパーソナリティについても、五件法で回答を求めた。

分析の結果、仮説 I は一部支持となった。罰を過大に課しても、罰行使者に対する評価が有意に低くならなかった。これは、罰行使者の印象が好印象であったわけではなく、罰行使者の評価がもともと補償行使者より低く見積もられていることが原因だと考えられた。仮説 II は不支持となった。被害者の印象得点は、補償が過剰に行使されても有意に低くなることはなかった。ただし、被害者の印象得点を第三者の印象得点と比べてみると、補償の行使が過大に行われるほど、被害者の方が第三者より有意に低く評定されることが明らかとなった。仮説 III は不支持となった。罰行使者の印象得点は、「社会的望ましさ」と「個人的親しみやすさ」の間で有意な差がなかった。しかし、罰を適切な場面で行使しない場面では、個人的親しみやすさや関係継続動機の印象得点より、有意に社会的望ましさの印象得点が低く評価されることが明らかとなった。仮説IV は不支持となった。補償行使者の印象は、「社会的望ましさ」と「個人的親しみやすさ」の間で有意な差がなかった。しかし、行使しない場面と比べて、行使した場面は有意にすべての印象得点高くなっていることから、補償を行使することは、強度に関係なくすべての項目が高く評価されることがわかった。

本研究の分析を通して、「罰の行使は補償の行使より低く評価されること」、「罰は過大に行使されるより、 行使されない方が好まれること」、「補償の行使は、強度によらず良い評価を得られること」といった結論を 導くことが出来た。罰の行使は個人としての評価を上げることにはつながらないが、社会的に不可欠なも のとして考えられていることも明らかとなった。しかし、この結果だけでは、なぜ集団の中にわざわざ補償よ りリスクの高い罰を行使する人が存在するのかの説明は得られない。罰の行使が補償の行使では得られ ないようなメリットがあるのか、本当に社会の秩序維持を目的として罰の行使が自己犠牲的に行われるの か、今後のさらなる研究が望まれる。(社会心理学)